

令和4年度テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業 コンサルティング業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県(以下「県」という。)が実施する「テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業におけるコンサルティング業務」(以下「本業務」という。)を受注する者(以下「受託者」という)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 事業の名称

テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 事業の目的

団塊世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークに近付くとされる令和22年にかけて、高齢化に伴う介護ニーズが更に増加、多様化する一方、介護の担い手となる生産年齢人口は大幅に減少することにより、介護人材の不足が見込まれている。

この状況においても、介護サービスの質を維持・向上させるため、介護事業所において、業務の効率化や業務負担軽減の取り組みを進める必要がある。

このため、介護事業所における介護ロボットや ICT を活用した生産性向上に向けた、継続的な業務改善の取り組みを支援するとともに、事業効果をモデル事業として県内施設へ普及する。

4 事業内容

介護現場における介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより伴走支援するとともに、事業効果を検証し、生産性向上に資するモデル事業として県内施設へ普及する。

5 受託者の業務内容

(1) モデル施設への支援業務

県内の高齢者施設からモデル施設として選定する2施設に対し、業務効率化・生産性向上の観点から次の業務を支援する。

(ア) 課題分析

業務効率化・生産性向上を目的として、モデル施設の課題を分析する。課題分析にあたり、モデル施設へのヒアリングやアンケート調査等を行い、モデル施設の実態を把握すること。

(イ) 業務改善策の検討と遂行支援

(ア) 課題分析の結果をもとに、業務効率化の取り組みを検討し、モデル施設の取り組みを伴走支援すること。取り組みを検討するにあたり、モデル施設の意向を確認するなど、十分コミュニケーションを取ること。

業務改善の取り組みにあたり、必要に応じて介護ロボットや ICT を導入すること。なお、課題分析を踏まえた適切な機器選定を支援すること。

※介護ロボットや ICT を導入する場合、山梨県が実施する「テクノロジーを活用した業務効

率化事業費補助金」を活用可能である。(別途指定する補助金額の範囲内。)

- (ウ) 効果検証
業務効率化の取り組みによる効果を検証すること。なお、定量的な指標を設定するなど、県内の介護事業所に業務効率化の取り組みの成果を普及できるよう配慮すること。
 - (エ) 「テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金」導入効果報告書作成支援
介護ロボット・ICTを導入した場合、モデル施設が作成する「テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金」の導入効果報告書様式の作成を支援すること。
- (2) モデル事業の県内施設への普及業務
県内の高齢者施設へモデル事業を普及するため、次の事業に取り組む。
- (ア) 施設見学会の実施(各モデル施設につき最低1回実施すること。)
 - (イ) セミナーの実施(最低1回実施すること。)
- (3) その他の業務
- (ア) モデル施設の審査
県がモデル施設を選定するにあたり、審査員として参加すること。
 - (イ) 中間報告
適時事業の実施状況を報告すること。
 - (ウ) 実績報告書の作成
受託業務の実績を県へ報告すること。成果物は、電子データによる納品とする。
 - (エ) 「テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金」の補助事業者に対するアドバイスの提供

6 留意事項

- (1) 本業務により得られた成果及び著作権は、県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。
- (2) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 本業務に関し知りえた秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務の委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を遂行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 本事業の遂行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。
- (7) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ定める。